

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
天草市の比率	- % (1)	- % (1)	16.2 %	124.1 %
早期健全化基準	11.72 %	16.72 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.00 %	40.00 % (2)	35.0 %	-

1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」と表示しています。

(実質収支は939,703千円の黒字、連結実質収支は4,330,356千円の黒字です)

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、3年間の経過措置(市町村は40% 40% 35%)があり、4年目から30%になります。

2 資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	会計名	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	- %	20.0%	簡易水道事業特別会計	- %	20.0%
特定環境保全公共下水道事業特別会計	- %		国民宿舎特別会計	- %	
農業集落排水事業特別会計	- %		埠頭事業特別会計	- %	
漁業集落排水事業特別会計	- %		病院事業会計	- %	
浄化槽市町村整備推進事業特別会計	- %		水道事業会計	- %	

資金不足がないため、資金不足比率は「-」と表示しています(資金剰余額は下表のとおりです)。

〔資金剰余額〕

(単位:千円)

資金剰余額	公共下水道事業特別会計	特定環境保全公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	漁業集落排水事業特別会計	浄化槽市町村整備推進事業特別会計
	1	0	0	26	20
資金剰余額	簡易水道事業特別会計	国民宿舎特別会計	埠頭事業特別会計	病院事業会計	水道事業会計
	10,707	14,862	64	1,494,675	863,973

天草市の平成19年度決算における健全化判断比率と資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。しかし、各指標の数値が基準を下回っていれば何も問題がないということではないので、財政健全化計画に沿った財政運営を行い、今後も財政の健全化に努めます。

財政健全化判断比率等の数値算出表(平成19年度決算分)

(単位:千円)

1. 実質赤字比率

$$\begin{aligned}
 \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\
 &= \frac{0}{31,917,803} \\
 &= - \%
 \end{aligned}$$

2. 連結実質赤字比率

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\
 &= \frac{0}{31,917,803} \\
 &= - \%
 \end{aligned}$$

3. 実質公債費比率

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{(元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \text{の3カ年平均} \\
 &= \left(\frac{4,374,489}{26,443,715} + \frac{4,398,722}{27,079,530} + \frac{4,212,306}{26,273,343} \right) / 3 \\
 &= 16.2\%
 \end{aligned}$$

4. 将来負担比率

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{32,619,057}{26,273,343} \\
 &= 124.1\%
 \end{aligned}$$

5. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

〈公共下水道事業特別会計〉

$$= \frac{0}{814,969} = - \%$$

〈特定環境保全公共下水道事業特別会計〉

$$= \frac{0}{65,790} = - \%$$

〈農業集落排水事業特別会計〉

$$= \frac{0}{14,437} = - \%$$

〈漁業集落排水事業特別会計〉

$$= \frac{0}{35,023} = - \%$$

〈浄化槽市町村整備推進事業特別会計〉

$$= \frac{0}{40,311} = - \%$$

〈簡易水道事業特別会計〉

$$= \frac{0}{518,591} = - \%$$

〈国民宿舎特別会計〉

$$= \frac{0}{69,661} = - \%$$

〈埠頭事業特別会計〉

$$= \frac{0}{7,698} = - \%$$

〈病院事業会計〉

$$= \frac{0}{2,970,424} = - \%$$

〈水道事業会計〉

$$= \frac{0}{1,258,312} = - \%$$